

●令和6年5月1日発行 ●発行所／明治用水土地改良区 〒446-0065 愛知県安城市大東町22-16 ☎(0566)76-6241 ●責任者／杉浦正行
●ホームページ：http://www.midorinet-meiji.jp/ ●E-mail：meijiyou sui@midorinet-meiji.jp



完工式であいさつする杉浦明治用水理事長

県営かんがい排水事業中井筋・中井筋依佐美地区の完了

令和6年1月31日、ホテルグランドティアラ南名古屋において大村愛知県知事をはじめ三星安城市長ほか流域の関係の方々約90名が列席のもと、県営かんがい排水事業中井筋・中井筋依佐美地区の完工式が挙行されました。

本地区は、施設の老朽化および流域内の都市化の進展に伴う雨水の流出量の増加により、湛水被害に悩まされてきました。本事業の完了により、排水能力は改修前の1.5倍以上となり、湛水被害の軽減と同時に施設管理費の縮減が図られ、地域を守る施設として非常に重要な役割を担っていきます。

令和6年4月1日現在の受益面積及び組合員数

市 別	安城市	豊田市	知立市	刈谷市	高浜市	碧南市	西尾市	岡崎市	その他	計
受益面積(ha)	3,023.0	268.1	336.7	601.6	164.1	249.6	144.1	490.6	—	5,277.8
組合員数(人)	6,094	701	935	1,672	590	579	641	1,223	477	12,912

令和6年度を迎えて

明治用水土地改良区 理事長 杉 浦 正 行



新緑がまぶしい季節となって参りました。組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のことと心よりお慶び申し上げます。日頃から本土地改良区の事業推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年の配水状況は令和4年の明治用水頭首工漏水事故の影響が心配されましたが、何とか夏期通水を終えることができました。6月から8月にかけて断続的な大雨や台風の接近があり、とりわけ6月2日の台風2号通過時に、頭首工上流に設置された暫定措置である大型の連結土嚢に崩壊の恐れがありましたが、幸い取水に影響を及ぼすまでの大事には至りませんでした。

頭首工復旧工事は本年度も、6月から10月の出水期を避けて施工し、明治用水頭首工の最も左岸側の堰柱及び堰体を取り壊し、基礎部分から再構築される予定です。近隣の方には引き続きご迷惑をおかけしますが、宜しくご理解をお願いします。

さて、令和6年正月に能登半島地震が発生しましたが、被災された方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方へご冥福をお祈りいたします。一連の地震により能登地方のインフラが破壊され、通常生活に戻るまで長期の日数が必要とされていますが、一刻も早い復興が成される事を切望するものであります。

本地区でも大規模地震などに見舞われると施設復旧に多大な時間が見込まれますので、現在頭首工や幹線水路の耐震化工事を国営事業で実施しているところであります。平成26年から国営農地防災事業矢作川総合第二期地区、令和元年から国営水利施設等保全高度化事業明治用水西井筋地区が着工され、順次施設の改修をまいります。

また、明治用水が明治13年に通水して以来、西三河の基幹水路として地域発展の礎となったのは、皆様ご承知のことと思います。明治用水の通水により農地が飛躍的に増加し、山崎延吉先生を始めとする先人らの努力により、この地域の農業技術や農産生産が目まぐるしく進歩し、1次産業である農業がこの地域を豊かにし、更なる地域の発展に繋がりました。今年は大正13年（1924）頃に、安城を中心としたこの地域が「日本デンマーク」と呼ばれるようになって100年を迎える年にあたります。本土地改良区では安城市及びJAあいち中央と共に記念イベントを計画、実施してまいりますので、気軽にご参加いただければと思います。

結びに組合員の皆様の益々のご健勝をご祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。



「日本デンマークといわれて100年」企画展の様子



特別講演の様子

国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」の近況報告

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 前所長 井 川 範 彦



明治用水土地改良区・杉浦理事長様をはじめ組合員の皆様におかれましては、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」の推進にひとかたならぬご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先ずは、今年の元旦に発生しました能登半島地震でお亡くなりになりました方に哀悼の意を表しますとともに、被災を受けました方へのお見舞いと一日も早い復興をお祈り致します。

事業の近況報告ですが、まず、一昨年5月に発生しました明治用水頭首工の漏水事故対応ですが、機能回復に向けた本復旧工事を鋭意進めている状況であり、具体的にはパイピング現象により頭首工の左岸側の地下に水みちができ、頭首工の一番左側の堰柱及び堰本体下部にも空洞が生じた（現時点では応急復旧済み）ことから、この部分を基礎から造り換えるべく、既存の堰柱の取り壊し作業に取り掛かっているところです。（頭首工上流側の恒久止水矢板については、既に施工済み）

なお、復旧工事は河川の水位が低くなる非出水期と呼ばれる期間（10月～翌年5月）での工事となり時間を要しますが、早期の機能回復を目指し、しっかりと着実に復旧工事を進めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

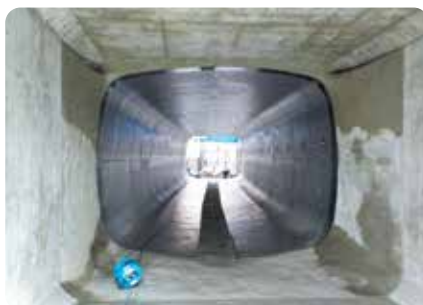
また、幹線水路の耐震化対策工事ですが、今年度は、明治本流上流部でのシールド工事を継続して行っている他、明治本流上流部の豊田市上郷町、和会町及び広美町地内で暗渠工（現場打ちの2連ボックスカルバート他）を、明治本流下流部の豊田市広美町地内で函体工（現場打ちの2連ボックスカルバート）等の工事を、安城市里町地内で函体工（現場打ちのボックスカルバート（今年度は左岸側））をそれぞれ行っており、水路工事に関しましては、3月6日から通水開始ということで、本体部分の工事については完了し、現在は工事の完成に向けて仮設備等の撤去・復旧作業を行っているところです。（3月8日時点）

工事にあたり、特に現場周辺の皆様方には、交通規制や騒音、振動、土埃など、ご不便やご迷惑をおかけしておりますが、明治用水の耐震化対策のため、職員一丸となって確実に工事を進めておりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、明治用水土地改良区の皆様の益々のご健勝とご発展を祈念申し上げます。



水源橋撤去（堰柱再構築のため）



耐震対策（暗渠：鋼板内巻）



耐震対策（函渠：鉄筋組立）

令和5年度総代会のご報告

臨 時 総 代 会

令和5年10月6日(金)午前9時30分より明治用水会館において、令和5年度臨時総代会を開催しました。

総代58名(現員数89名)の出席のもと、4議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。
(書面議決27名、欠席4名)

- 第1号議案 令和5年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 第2号議案 明治用水土地改良区定款の一部変更について
- 第3号議案 令和4年度明治用水土地改良区事業報告書の承認について
- 第4号議案 令和4年度明治用水土地改良区収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の承認について
- 報 告 1 号 明治用水頭首工漏水事故復旧対策について



通 常 総 代 会

令和6年3月8日(金)午前9時30分より明治用水会館において、令和5年度通常総代会を開催しました。

総代78名(現員数89名)の出席のもと、11議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。
(書面議決7名、欠席4名)

- 第1号議案 令和5年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算(第2次)の専決処分の承認について
- 第2号議案 令和5年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算(第3次)について
- 第3号議案 令和5年度明治用水土地改良区中井筋小水力発電事業特別会計収支補正予算について
- 第4号議案 令和5年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支補正予算について
- 第5号議案 令和6年度明治用水土地改良区一般会計収支予算について
- 第6号議案 令和6年度明治用水土地改良区中井筋小水力発電事業特別会計収支予算について
- 第7号議案 令和6年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支予算について
- 第8号議案 令和6年度賦課金の賦課及び徴収について
- 第9号議案 令和6年度加入金の賦課及び徴収について
- 第10号議案 令和6年度決済金について
- 第11号議案 令和6年度役員等の報酬等について

明治用水功労者を表彰

長年にわたり、明治用水土地改良区の事業推進にご尽力いただきました方々に、愛知県土地改良事業団体連合会会長感謝状、明治用水土地改良区理事長表彰状が贈られました。

受賞されました皆様方のご功績に、心から感謝申し上げます。

受賞者は、次の方々です。(年数は、役員・総代などの在職年数)

愛知県土地改良事業団体連合会会長感謝状

●日高 広勝 様(25年10月) 安城市高棚町

●酒井 美明 様(15年10月) 岡崎市東本郷町

明治用水土地改良区理事長表彰状

●酒井 徳一 様(12年) 岡崎市矢作町

●江川 秀夫 様(12年) 刈谷市元町

●小野山春男 様(12年) 西尾市楠村町

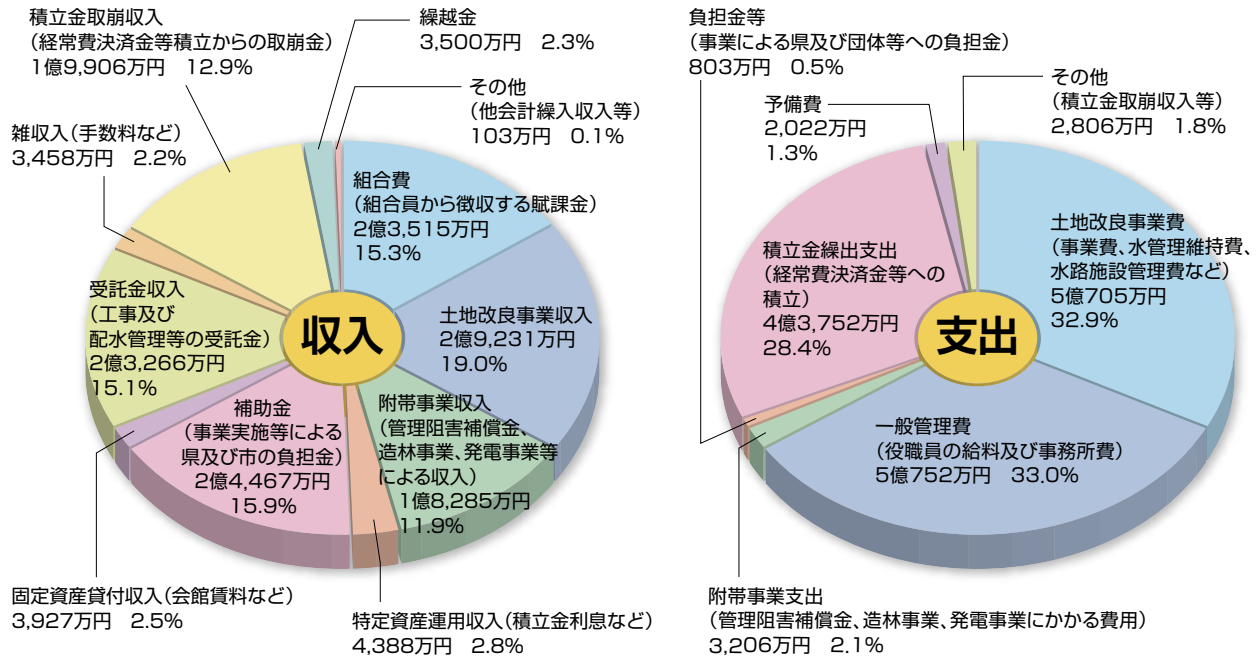
●服部 豊治 様(12年) 安城市里町

●鈴木 忠男 様(12年) 安城市里町

●柴田 孝敏 様(12年) 安城市里町

令和6年度予算 総額15億8,712万円

一般会計:15億4,046万円



特別会計:総額4,666万円

中井筋小水力発電事業特別会計 652万円

パイプライン修繕事業特別会計 4,014万円

令和6年度の組合費

単位:円

賦課区分	地区及び種別		経常費賦課金	特 別 賦 課 金	
				県営事業	単県事業
地 積 割 (1,000㎡当り)	矢作川用水	第1種地	4,300	分担金－補助金 受益地面積	(事業費－補助金)×0.9～0.05 受益地面積
	明 治 用 水	第1種地	4,300		
		第2種地	3,913		
		第3種地	3,569		
組合員割	全地区1組合員		700	－	
賦 課 期 日			令和6年4月1日	令和6年4月1日	
徴 収 期 日			令和6年5月31日	理事長が定めた日	
徴 収 方 法			直接及び委任徴収	直接及び委任徴収	

令和6年度の決済金

1,000㎡当たり単位:円

地区	種別	決済金額
矢作川用水	第1種地	431,455
	第1種地	431,455
	第2種地	392,624
	第3種地	358,108

個人情報の共同利用について

本土地改良区は、保有する組合員の個人データについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第5項第3号の規程に基づき、下記のとおり共同利用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、当該共同利用を行ってほしくない場合は、本土地改良区までご連絡くださいますようお願い致します。

記

（１）国、都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合等との共同利用

①共同利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項

②共同利用する者の範囲

農林水産省、愛知県、関係する土地改良事業団体連合会、本土地改良区の受益地に関係する各市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び土地改良区連合

③共同利用する者の利用目的

本土地改良区の関係する国営事業、県営事業、その他の地域農業振興のため

④当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

（２）農地中間管理機構との共同利用

①共同利用する個人データの項目

組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、賃借地及び賦課・徴収に関する事項

②共同利用する者の範囲

愛知県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）

③共同利用する者の利用目的

土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため

④当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

明治用水土地改良区 女性部

令和2年度に発足した第6期明治用水土地改良区女性部の活動も4年目に入り、本年5月末をもって任期満了となります。令和5年度も様々な体験や交流を通じてご活躍いただきました。

●通常総会

（令和5年4月）

令和4年度事業報告、収支決算報告書、令和5年度事業計画、収支予算について審議しました。

●山間地産業体験

（令和5年5月）

産業体験として、シイタケの植菌作業等を行いました。



●上部利用施設の清掃

（令和5年11月）

明治用水上部利用施設である緑道（中井筋）の清掃作業等を行いました。



●土地改良施設視察

（令和6年1月）

豊橋市にある万場調整池を視察しました。

明治用水土地改良区 青壮年部

令和5年度の青壮年部は、通常総会をはじめ、『ふれあい田んぼアート2023』田植え参加、水の駅稲刈り、技術向上研修会を実施しました。総会や研修会の後には将来の土地改良事業の在り方など活発な意見交換が行われました。

●根羽造林地研修

（令和5年7月）

根羽造林地で視察研修を行いました。



●技術向上研修

（令和6年2月）

国営矢総二期事業の工事現場を視察しました。



組合費の賦課について

- 明治用水土地改良区は農業用水利施設の新設・変更・維持管理を行っています。皆様から頂く組合費は、農地へ安定して水を供給するための費用や組織の運営に充てています。
- 当年度組合費は賦課基準日（毎年4月1日現在）の土地原簿をもとに算出します。
- 農地転用等により地区除外をする場合は決済のお手続きが必要です。（土地改良法第42条2項）決済をされていない土地は、用水不使用であっても賦課の対象となりますのでご注意ください。
- 農地の確認等につきましては当改良区財務課までご連絡ください。

組合費の完納にご協力ください【納期限：令和6年5月31日】

現金納入される方

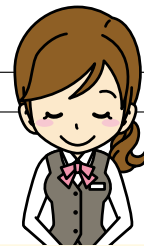
組合費をコンビニでも納入できます！（通知書の様式が変更になっています）

《 令和6年度賦課金通知書よりコンビニエンスストアでも納入ができるようになりました 》

- 手数料は無料です。
- 領収証は通知書に付随しています。
- お使いいただけるコンビニエンスストアは通知書裏面をご覧ください。

ご注意ください！

- お支払いは現金のみです。クレジットカードや電子マネーは使用できません。
- 以下に該当する通知書はコンビニで使用できません。
 - ・納期限が過ぎた通知書
 - ・支払金額が30万円を超える通知書



金融機関で振り込まれる方へ

- 納期限（**令和6年5月31日**）を過ぎますと延滞金が課されますのでご注意ください。
- 下記金融機関では通知書が使用できなくなりました。窓口に備付けの**振込用紙**にてお振込みください。

農協（あいち中央農協以外）、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行（賦課通知書の裏面をご覧ください。）

- 振込手数料**が必要な金融機関があります。（三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行等）
- ATMやネットバンキングから直接お振込みされる方は、**氏名の前に組合員コードを必ず入力してください。**

組合費の納入は口座振替が便利です！

下記の金融機関から口座振替ができます。口座振替手数料は土地改良区が負担します。

取扱金融機関

- ◎愛知県内の各農協 ◎三菱UFJ銀行 ◎碧海信用金庫 ◎西尾信用金庫
- ◎岡崎信用金庫 ◎豊田信用金庫 ◎ゆうちょ銀行

- ※本年度口座振替依頼書を提出していただいた場合、来年度の口座振替から対象となります。
- ※申込用紙ご希望の方は当改良区財務課までご連絡ください。

このような時は必ずお手続きをお願いします！

公的機関（市、農業委員会、法務局）や農協等で手続きを行っても、土地改良区への届出や申請がなければ、土地原簿及び組合員名簿は変更されず、**従来のまま組合費が賦課**されますので、ご注意ください。

※必要な書類を郵送しますので、財務課までご連絡ください。

※様式は明治用水ホームページ内〈組合員のみなさまへ〉からもダウンロードできますのでご利用ください。

①「組合員異動届」

組合員資格を異動するにはお手続きが必要です。

- (例) ①組合員の方が死亡（相続）されたとき ②組合員の方が住所等を変更したとき
③農地を売買・交換、または賃借を変更したとき ④経営移譲したとき など

②「農地転用等の通知書」(地区除外申請)

農地転用などにより地区除外をする場合は決済が義務付けられています。(土地改良法第42条第2項)
決済には土地改良区への申請と決済金の納付が必要です。

- (例) ①農地転用（宅地、駐車場等）するとき ②公共事業用地（道路、河川用地等）で買収されるとき
③水田を畑にするなど用水を使用しなくなるとき など

【決済金とは？】

決済金は、地区除外後の残った受益地・組合員への過重負担を防ぎ、公平を図るためのものです。
土地改良区は受益地（農地）に対して賦課する組合費を集め、施設の整備・維持管理を行っています。地区除外をすると全体の受益地面積が減少するため、残った組合員の負担は大きくなります。この負担が過重となることを防ぐため、本来組合費として頂く費用を決済時に一括してお支払いいただくものが決済金です。

《農地転用決済金は譲渡費用と認められる場合があります》

土地を売却された際に土地改良区へ納付した決済金は、一定の要件を満たせば譲渡費用として認められる場合があります。詳細については税務署に確認をお願いします。

よくあるご質問

「休耕して明治用水の水を使っていなくても組合費を支払うのですか？」

はい。組合費は施設の維持管理費等に充当するために農地の面積に応じて賦課するものであり、用水の使用状況に関わらずお支払いいただく必要があります。

「組合費を滞納するとどうなりますか？」

納期限内に納入されない場合は督促状を発行しますので、すみやかに納入してください。延滞日数により延滞金が発生する場合があります。長期に渡り滞納されますと滞納処分（財産差押）の対象となりますのでご注意ください（土地改良法第39条）。組合員の異動がある場合、旧組合員に未納金があるときは新組合員に納入義務が生じます（土地改良法第42条1項）。

「所有している土地は全て宅地なのに組合費の賦課通知書が届きました。なぜですか？」

既に農地転用をした土地であっても、土地改良区へ地区除外の手続きをしていない土地には組合費を支払う義務が生じます。特に市街化区域の農地転用では土地改良区の意見書が必要ないため多く見られます。また、相続等で所有者が変わっていても賦課は続きますのでご注意ください。

国営事業

総合農地防災事業

地区名	全 体		令和5年度まで			令和6年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
矢総二期	62,100,000	1式	23,916,000	1式	38.5	2,489,000	1式	H26~R16

県営事業

農業用水再編対策事業

地区名	全 体		令和5年度まで			令和6年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(m)	事業費(千円)	事業量(m)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
中井筋	5,182,503	3,988	5,182,503	3,988	100	-	-	R5完了

地域用水環境整備事業

地区名	全 体		令和5年度まで			令和6年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
中井筋2期	922,000	1式	739,696	1式	80.2	43,000	1式	H25~R8

水利施設等保全高度化事業

地区名	全 体		令和5年度まで			令和6年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)	事業量(ha)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量(ha)	
明治用水西井筋	4,701,000	5,507	758,697	535	16.1	110,000	171	R1~R10

経営体育成基盤整備事業

地区名	全 体		令和5年度まで			令和6年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)	事業量(ha)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量(ha)	
矢作中部	962,942	116.3	962,942	116.3	100	-	-	R5完了

排水施設保全対策事業

地区名	全 体		令和5年度まで			令和6年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量(ha)	
安城鹿乗	587,000	1式	587,000	1式	100	-	-	R5完了

防災水利整備事業

地区名	全 体		令和5年度まで			令和6年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
鹿乗2期	206,000	1式	24,921	1式	12.1	8,000	1式	R4~R8

改良区事業

令和5年度は、団体営事業、適正化事業、単営事業、受託事業計10地区の事業と井筋・小幹流の維持管理業務を行いました。

事業写真



中井筋2期地区：水環境整備



大原地区：大原用水付替工事



「水のかんきょう学習館」の活動

明治用水会館に隣接する「水のかんきょう学習館」は、大池公園敷地内に平成23年5月1日にオープンし、今年で13年目を迎えました。学習館では年間を通して様々な学習プログラムや体験プログラムを開催しています。令和5年度は、“水のかんきょう楽校”を5回、体験プログラムを12回実施し、明治用水に関わる **水** **農** **食** **環境** について学習の機会を提供しました。

水のかんきょう楽校

管内の小学生を対象に、「明治用水」開削の歴史的経緯やパイプラインなどの農業用水施設、明治用水の水を生み出している水源かん養林のはたらきについて考え、楽しく学びました。

刈谷市立東刈谷小学校
[令和5年6月7日]



安城市立二本木小学校
[令和5年11月17日]



知立市立知立南小学校
[令和5年12月5日]



体験プログラム

“水”“農”“食”“環境”をテーマに、明治用水の未来について考え、楽しく学びます。

ぬか漬け体験
[令和5年8月18日]



陶芸体験
[令和5年9月9日]



米味噌づくり
[令和5年11月11日]



令和6年度の予定

5/25(土) 水の駅① 田植え
8/21(水) ぬか漬け体験
11/23(土) おにまんじゅう作り
2/15(土) いがまんじゅう作り

6/15(土) 豆腐作り体験
9/14(土) 陶芸体験
12/12(木) 古代米でリース作り
3/15(土) ミニ鬼瓦づくり体験

7/24(水) ネイチャークラフト
10/12(土) 水の駅② 稲刈り
1/11(土) 水の駅③ 感謝祭

水のかんきょう楽校(通年)、体験プログラム(月1回)は今年度も開催します。詳細は、水のかんきょう学習館へお問い合わせください。また、明治用水ホームページにも掲載されています。

※場合により中止させていただくことがありますので、開催状況をホームページでご確認ください。

問い合わせ先 ☎(0566) 76-6560 担当/総務課地域活動係(水のかんきょう学習館)

令和6年度配水計画

明治用水土地改良区における農業用水の利用については、水利権の範囲内で明治用水土地改良区利水調整規程で定める配水計画に基づき、適正に利用することとなっています。令和6年度の配水計画に基づく取水は以下のとおりです。

1. 明治用水地区

期間	夏期通水4/1～4/14	夏期通水4/15～9/30	冬期通水10/1～3/31
最大取水量	3m ³ /s	30m ³ /s	3m ³ /s

※明治用水地区の本格通水は4月15日から9月30日までです。それ以外の期間の最大取水量は3m³/sで、取水量が制限されます。最大取水量を超過して水を使用すると、今までどおりに水が使えなくなる恐れがあります。必ずルールに則った水利用を行ってください。なお、冬期に大豆の入水や代かき等で、広範囲に水を使用する場合は、必ず用水課へご連絡をお願いします。

2. 矢作川用水（鹿乗）地区

期間	かんがい期4/1～9/30	非かんがい期10/1～3/31
基準配水量	0～2.85m ³ /s ※	配水できません

※使用できる水の量は季節や時期により異なります。

※鹿乗地区の本格通水は4月21日からです。鹿乗地区で使える水の量は、矢作川沿岸土地改良区連合により、水利権の範囲内で関係7土地改良区ごとに基準配水量が定められています。水の利用方法を誤ると水利権の取り消しにつながる恐れがあります。必ずルールに則った通水管理を行い、限られた水の有効利用にご協力をお願いします。

冬期の水使用

①届出について

明治用水地区で、冬期に農業用水を使用する方には届出をお願いしています。ただし、開水路、鹿乗地区は使用できません。届出をいただいた方には、工事や漏水事故などで、長期間断水する場合に、直接ご連絡を差し上げます。届出については用水課へお問い合わせください。

また、冬期はパイプラインの保守や施設の改良工事、突発的な漏水事故などにより断水が予想されます。施設作物や園芸などで日常的に農業用水を使用する方は、**必ず補助水源(井戸水など)を確保し、長期間の断水の備えをお願いします。**

なお、**断水による作物補償はできません**のであらかじめご了承ください。

②明治用水の公式ラインについて

突発的な漏水事故による断水の案内をいち早くお届けするために明治用水では公式ラインを導入しております。断水期間や断水区域等を確認することが可能です。友達登録がお済みでない方は、右のQRコードより登録をお願いいたします。



初期通水時の注意事項

転作などにより給水を行わない地域のほ場は、パイプライン内部に土砂やシジミなどの貝類が詰まり、水の出が悪くなる事例が多く報告されています。このような時は、**給水栓を大きく開け土砂等を排除する操作を行ってください。**なお、この操作を行っても水の出が悪い場合は地元総代に連絡し排泥弁の操作を依頼してください。

給水栓は個人の財産

水田用給水栓（写真①）や畑地用給水栓（写真②）は、道路等に埋設されている農業用水管から分岐して、田や畑等に水を引き込むための給水設備です。立ち上がりから上の設備はすべて個人の財産です。水が止まらない・破損したなどで修繕を行う場合の修繕費は、原則**個人負担になります**のでご了承ください。また、トラクターやコンバインなどの農作業機械による給水設備の破損が多く発生しております。直接給水設備に当たらない場合でも、コンクリート柵を押すことで管が破損することもありますので十分注意して作業を行なってください。

なお、給水設備の修繕等を行う場合は、**必ず地元総代に連絡し制水弁の操作を依頼してください。**



水田用給水栓（写真①）



畑地用給水栓（写真②）

代かき作業の『濁り水』

代かきによる『濁り水』が発生しています。環境にやさしいお米作りのため、浅水、止水板などを利用して『濁り水』の流出防止に努めましょう。代かきを行うときは以下の項目に注意しましょう。

【注意事項】

①代かき水の流出防止のため、ほ場への入水前に畦や排水口周辺を点検し、必要に応じて補修を行いましょう。

※点検のポイント

（１）畦が崩れていたり、穴などがあれば補修または畦塗りをを行う。

（２）止水板を閉めたときに隙間を生じさせない。

②代かきは、浅水状態（土面が見える程度）で行いましょう。

③代かき時は止水板を高くし、トラクターの走行作業で水が排水口から流れないようにしましょう。

④田植えの３日以上前に代かきを行い、代かき作業後は落水しないようにしましょう。

⑤①から④に加え、濁り水防止用の凝集剤（塩化カリ、20kg/10a）の代かき前日散布もしくは代かき同時散布の実施に努めましょう。

（参考）油ヶ淵の濁水防止対策のための代かき実施時に遵守すべき基準

愛知県ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/shirokaki-kijun.html>



断水のお知らせ

明治用水頭首工の耐震化工事に続き、令和元年度より明治本流（開水路区間）の工事が始まりました。**事業完了の令和16年度（予定）までは、関係水路を冬期に長期間・広範囲で断水します。**断水期間は最小限で計画しますが、工事の進捗によっては水量の制限や水圧を下げて水管理を行うため、**場所によっては水が出にくい**ことが想定されます。

また、明治用水では冬期に水路施設の維持補修や改修工事を行っておりますので、パイプライン地区ではやむなく断水することになります。**本年度は西井筋、神楽山用水、西高根用水、西城用水、永井田用水、広岸用水、石ナ広岸用水、柳原用水、子竿用水等で断水を予定しています。**

詳細については関係総代及び冬期配水届出者の方々にご連絡いたしますが、冬期の水使用をしている方にはご迷惑をおかけすることとなります。ご理解とご協力をお願いします。

パイプライン**漏水時**にも修繕工事完了まで断水することとなります。漏水事故は突然発生しますので、施設園芸（ハウス）等、日常的に水を必要とされる方は、**必ず補助水源を確保**していただきますよう重ねてお願いします。

【水路境界の確認について】

本土地改良区の管理する井筋、小幹流に隣接している土地の売買または造成、建物などを建築しようとする方は、あらかじめ本土地改良区及び関係者の立ち会いの上、境界を確認してから実施してください。



問い合わせ先 ☎(0566)76-4921 担当 / 工務課

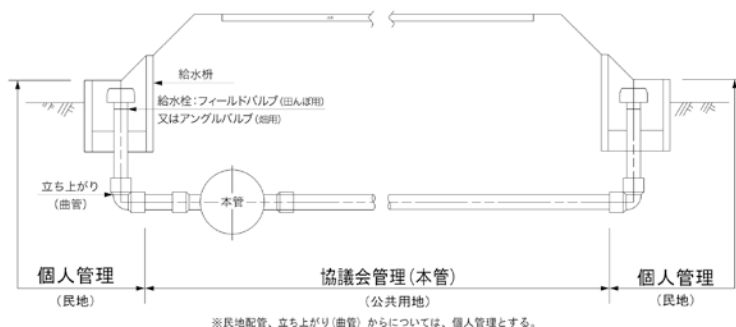
明治用水パイプライン協議会からのお知らせ

本協議会（当土地改良区に事務局）は昭和54年に発足し、パイプラインの修繕工事を行っておりますが、パイプラインの老朽化により、漏水事故が多発しております。

さらに、近年の資材等の物価上昇や漏水の修繕件数の増加により修繕工事費が増嵩しており、近い将来協議会の運営が困難となることが予測されております。

修繕工事費については、関係市にもご協力をいただきながら捻出しているのが現状ですが、総代・組合員の皆様方につきましても、地元にてバルブ操作の際に急激な通断水を控えてパイプラインの保全に努めていただき、緊急性のない軽微な修繕については先送りさせていただくなど、協議会の運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

また、修繕工事については漏水状況等により復旧までに日数がかかる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。



明治用水パイプライン協議会管理区分図



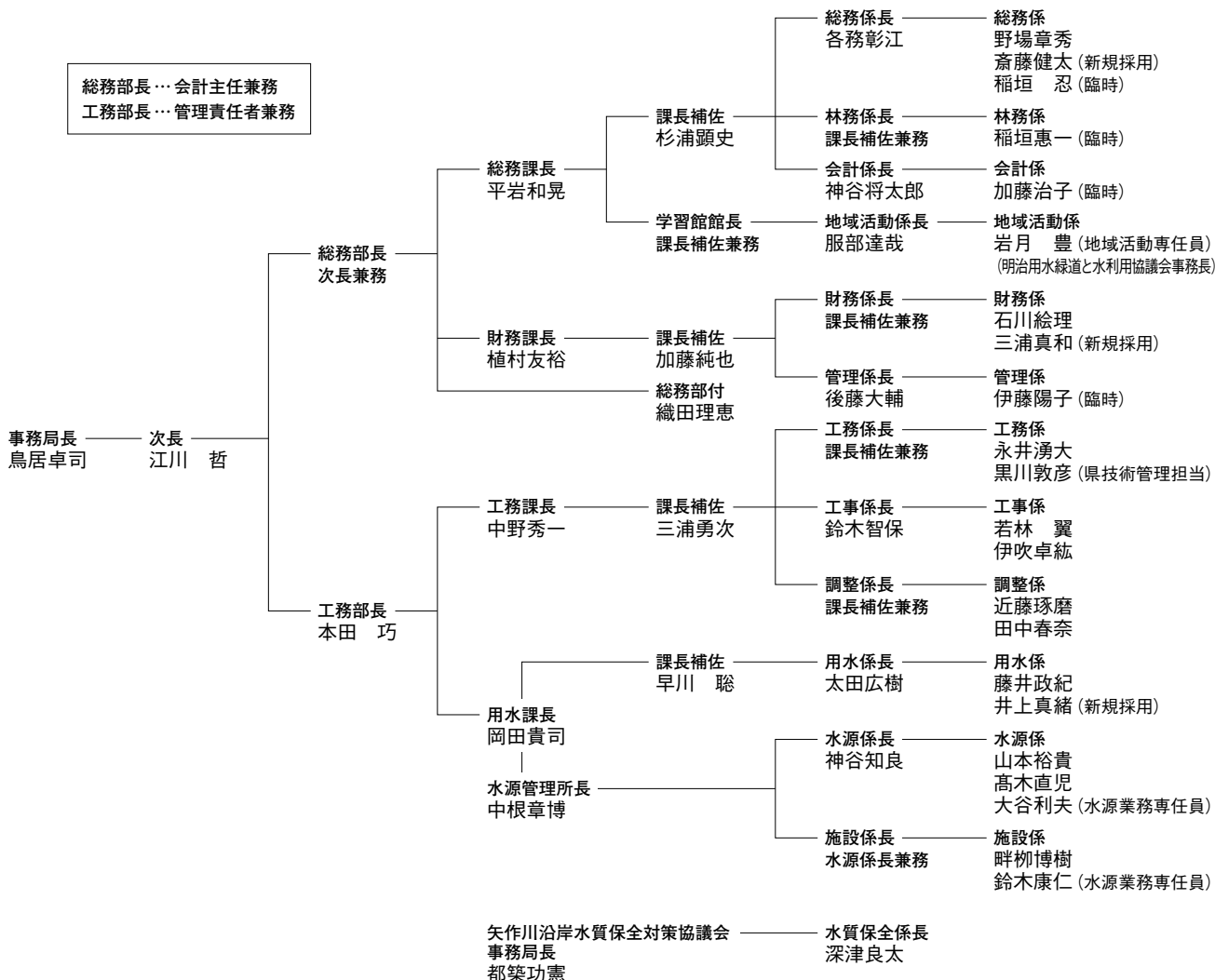
漏水事故（西尾市志貴野町地内）

事務局組織について



総務部	
<総務課 総務係・林務係> ☎0566-76-6241	
業務内容	組織及び財政の基本計画 文書の収受及び発送、諸行事の調整に関する事 造林事業、根羽造林事務所の管理に関する事
お知らせ	配水総代・水路総代の交代が生じた際は、速やかに届出をしてください。
<総務課 会計係> ☎0566-76-4920	
業務内容	会計に関する事
<総務課 地域活動係> ☎0566-76-6560	
業務内容	水のかんきょう学習館に関する事 啓発及び緑水協に関する事
<財務課> ☎0566-76-4920	
業務内容	組合費に関する事、決済金に関する事 } P7,8参照 農地転用や耕作者異動に関する事 施設の他目的使用、管理障害物に関する事
お知らせ	管理障害物対象物件（住宅などの排水）が公共下水道に接続した際は、速やかにご連絡ください。

工務部	
<工務課> ☎0566-76-4921	
業務内容	改良工事に関する事 水路の漏水事故などに関する事 他事業との協議に関する事 管理水路の境界立会に関する事
<用水課> ☎0566-76-4923 <水源管理所> ☎0565-28-0466	
業務内容	用排水の調整に関する事 川ざらえ、草刈り、地域用水に関する事
お知らせ	夏期通水 は4月1日から9月30日までです。 *取水量の変更は総代を通じて前日の16時までに連絡してください。 冬期通水 は10月1日から翌年3月31日までです。 *パイプライン地区のみ届出により使用可能。 代かき(乾田直播を含む。)による河川の水質汚濁が起きないように配慮して作業をお願いします。(川や海を汚さないようご協力をお願いします。)



ホームページ・Eメールについて

水土里ネット明治用水ではホームページを開設しています。トピックスを始めとし、通水状況、ダム貯水量などの最新データがご覧いただけます。(ダムデータは夏期通水期間のみ)

<http://www.midorinet-meiji.jp/> (「明治用水」で検索が可能です)

ホームページに併せEメールアドレスもございます。簡単なご意見、ご質問はEメールでどうぞ。

meijiyou sui@midorinet-meiji.jp (代表)